



令和 6 年度改正介護保険法が成立

5 月 12 日、通常国会にて、令和 6 年度改正介護保険法が成立しました。今回成立した内容は下記の通りです。

(1) 新型複合サービスの創設（抜粋）

複合型サービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスについて、その内容を明確化するものとする。 (第 8 条第 23 項関係)

- 一 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅要介護者について、その者の居宅において、又は第十九項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの
- 二 前号に掲げるもののほか、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの

(※注釈)「効果的かつ効率的なサービスの組み合わせ」として訪問介護と通所介護の複合サービスが検討されています

(2) 財務諸表の公表の義務化と従わない場合の指定の取消（抜粋）

介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 (第 115 条の 44 の 2 第 2 項)

都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第六項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (第 115 条の 44 の 2 第 8 項)

(3) 居宅介護支援に介護予防支援の許認可（抜粋）

介護予防支援の実施に係る介護保険法第 58 条第 1 項の指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとする。 (第 115 条の 22 第 1 項関係)

(参考) 「「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)」(介護保険最新情報 Vol. 1153 令和 5 年 5 月 23 日) <https://www.mhlw.go.jp/content/001099816.pdf>
「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」<https://www.mhlw.go.jp/content/001056111.pdf>

その他、年内に下記内容が審議される予定です

- (1) 高所得者の第一号保険料の引き上げ
- (2) 高所得者への自己負担 2 割の拡大
- (3) 老健等の多床室料の自己負担化

なお、居宅介護支援のケアマネジメントで利用者負担を徴収する案は、2027 年度の制度改正に向けて検討していくこととされています。

今後のスケジュール

- 2023 年 06 月 骨太の方針 2023 閣議決定
- 2023 年 06 月 令和6年度介護報酬改定審議開始
- 2023 年 07 月 令和6年度介護保険法改正追加審議取り纏め
- 2023 年 10 月 介護事業経営実態調査結果公表
- 2023 年 12 月 令和6年度介護報酬改定審議取り纏め
- 2023 年 01 月 介護報酬単位答申
- 2023 年 03 月 解釈通知、Q&A 発出

ご注意！ バックアップは定期的に行ってください！



最近、パソコンが壊れたとの問い合わせを受けた際にバックアップができていなかったケースが見受けられます。バックアップがなければ、万が一パソコンが壊れた際にすべてのデータを失う可能性があります。必ず定期的にバックアップを行ってください。介五郎親機にて業務終了する際、必ずバックアップ確認が表示されます。クラウドへのバックアップも可能ですので、設定が不明な場合はお問い合わせください。



保守グループ 前山 竜次

いよいよ梅雨入りし毎日蒸し暑い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。小員は少々バテ気味ですが頑張って乗り切ろうと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。